

会 告

二〇〇六年度史学研究会大会および総会は、予定通り十一月二日（木）午後一時より京都大学文学部新館にて開催されました。

公開講演は服部良久、久武哲也の両氏により左記の演題で行われ、盛会裡に終わりました。

中・近世農村社会における紛争と紛争解決——日・欧の比較——

服部 良久氏

環境史研究と歴史地理学

——森林水源涵渇論をめぐって——

久武 哲也氏

なお、大会と総会に先立って開催された秋期定例の理事評議員会において、二〇〇六年度会務報告がなされました。

二〇〇六年度 史学研究会大会講演要旨

中・近世農村社会における紛争と紛争解決——日・欧の比較——

服部 良久

本講演のテーマは、三つの交錯する問題関心に導かれている。第一に「紛争と紛争解決」への歴史的アプローチである。紛争史研究の課題は、各地域・文化と時代に固有の紛争と紛争解決の方法があるという認識に立ち、そうした紛争とその解決の特質を明らかにすることにより、当該社会の構造や政治的秩序の理解に貢献することにある。第二に、農村社会における紛争については、従来の研究は主として農民間の暴力や犯罪を対象とする法社会史的なアプローチをとってきたが、本講演で着目するのは、村落（共同体）間の紛争である。とくにヨーロッパのアルプスやピレネーの山岳地方では放牧地利用をめぐって、農村共同体の間にしばしば実力行使をともなう紛争が生じていた。こうした村落間紛争と近隣の共同体住民が加わって行われる仲裁は、自

律的な地域秩序の存在を示している。第三の問題は、そうした地域が国家（領邦）の中に統治されて行く過程において、紛争解決のありかたはどのように変化し、それは地域秩序の変容とどう関わるのか、すなわち近世国家と社会の関係を考えることである。

筆者はこうした問題をオーストリアの領邦ティロールを対象として考えてきたが、最近の日本中世史研究は、日本の村落間紛争が様々な点で類似性を示し、またそうした研究成果は右の三つの関心から農村社会の紛争を考察するために、きわめて示唆的でもある。そこで本講演では、まず近江の菟浦・大浦の境界相論を紹介し、ついでティロールの農村共同体（ゲマインデ）間の放牧地（森林、入会）紛争に関する史料を挙げ、さらに紛争と紛争解決に関する幾つかのポイントについて、双方の比較を試みた。

近江北部の菟浦・大浦両庄は鎌倉時代から一五〇年以上にわたって境界相論を繰り返してきたが、有名な「文安六年菟浦惣荘置書」は相論のピークをなす一五世紀半ばの文安相論の顛末を記しており、そこから自力（実力行使）の作法や近郷近在の加勢

(合力)、仲裁(口入)、訴訟、神裁など、他の村落間紛争にも共通する特質を知ることが出来る。

中世後期のティロルにおける領邦統治の地域単位であるラント裁判区は、溪谷共同体、放牧共同体でもあり、裁判区内の複数の村(ゲマインデ)は、溪谷に散在する放牧地を共同利用していた。しかし放牧経営の集約化と放牧地の優先的利用をめざす各ゲマインデの間には紛争が頻繁に生じていた。そうした紛争の解決において実質的役割を果たしたのは、裁判区内の他のゲマインデ住民の仲裁であった。各共同体に保存された文書(ゲマインデ・アルヒーフ)には、仲裁から生まれた和解協定文書が多数見出される。

日本、ティロルの紛争事例から、①紛争と共同体の文書利用、②村のテリトリ形成、③自力と訴訟の関係、④紛争と仲裁における村落間ネットワーク、⑤紛争・紛争解決における村落間結合と近世国家への移行について、比較による考察を行った。以下その要点のみ記す。紛争解決の当事者主義は訴訟にも影響を与え、またそのため各村(ゲマインデ)が関係文書を保存した。

惣村の成立は村域形成を促したが、日本でも、またとりわけティロルでは広域に散在する放牧地を含む村域の画定は困難であった。ティロルではゲマインデの実力行使が目立たないのは、ラント裁判という国家の司法制度にくわえ、裁判区内のゲマインデが相互に仲裁を行う、ネットワーク的なコミュニケーション(それ自体放牧地共用関係に基づく)が存在し、それは裁判区の自治的地域共同体としての政治的機能(領邦議会参加など)とも密接に関連していた。

他方、日本における「近隣の郷」の村落間結合が、紛争時の合力関係を越える地域的結合(一揆)を促したと解釈するには、紛争と仲裁を、立場を変えて行う村落間の相互関係や、自力を抑制する契機(ネットワークの圧力、地域秩序の意識、宗教的呪術的な力など)をも明らかにすることが必要である。近世日本の統一権力も、ティロル領邦も、村の入会地をめぐる境界紛争の解決は、基本的に「在地のならい」に従い、近郷の証言や仲裁に委ねた。近世国家は中世的な地域社会の自律性をソフトに取り込みつつ成立する。その過程についてはより厳密な検討が必要である。

環境史研究と歴史地理学

——森林水源涸渇論をめぐって——

久 武 哲 也

一九七〇年代にアメリカ合衆国で起った環境史研究は、基本的にフロンティア論、より一般的に見れば、ヨーロッパの植民地主義と植民地における資源の収奪や環境の破壊に対する批判を前提としているが、それはアメリカ先住民の環境史を掘り起す作業と連動していたし、さらにまた一九六〇年代末に広がったアメリカ西海岸を中心とする学生の異議申し立てという政治的・文化的運動のうねりを背景としていた。

こうした環境史を構想し、しかも学問的に組織化する上で大きな影響を与えたのが、一九五六年に刊行された『地表の改変における人間の役割』と、それを組織したサウアー(Carl O. Sauer, 1889-1975)の研究、そして彼の門下生たちの新大陸の先住民の土地改変に関する歴史地理学的復元研究であった。それは、いわば、「フロンティアの向う側の歴史地理学」(ウルクハルト)を指向する研究であり、従来の植民地や国

内のフロンティア拡大に伴う環境変化を取扱う歴史的研究、あるいは歴史地理学的研究とは基本的に異なる、先住民社会、あるいは「被植民地」、さらに「無文字社会」における環境の変化を掘り起しながら、歴史化された「文字社会」の史料から復元される植民者たちによる環境の収奪過程を明らかにするという批判的精神や態度と深く結びついていた。

「歴史地理学における『土地改変研究』は、アメリカ環境史研究の始祖ともいわれるマーシット(George P. Marsh, 1801-1882)に代表されるように、一九世紀中葉からの資本主義的生産様式の深化に伴う環境の破壊の側面を告発する態度を有していたし、またフランスのウエイコフ(A. Voelke)の様に、アナーキズムを背景としながら、民衆による環境の保全に関わる協同体的実践に注目すると同時に、植民地主義の拡大に伴う被植民地における先住民や農民の共同体的な環境の管理システムの破壊を告発する者も多々いた。

こうした環境史研究の核心部分をなす植民地主義の拡大に伴う破壊的環境利用に対する批判は、景観的にも視覚化されやすい

植民地における植生の大規模な改変、特に森林政策と結びつけて論じられるケースが多かった。それは、十九世紀の初期ごろまでに国内における森林資源の荒廃化に直面したヨーロッパ諸国が、一方で木材資源の植民地への転嫁・植民地における新たな森林政策の立案(保安林制度)を実施すると同時に、他方では国内の荒廃山地への大規模な植林事業を展開し、国内の植生景観を大きく変えていった。こうした植民地における森林政策は、保安林の拡大とともに、環境破壊の原因としての先住民あるいは農民の生業としての放牧や焼畑を禁止するという事態を発生させ、それ故に先住民(農民)と植民地政府あるいは森林政策の実務的官僚や技術者との間に深刻な政治的対立を生じるまで至った。

こうした国内あるいは植民地における大規模な植林化は、主として一八四〇年代から一八八〇年代にかけて定式化された、植林は降水量や水の流出量を増加させ、水資源を豊かにするという、現在では理論的にも否定されている「森林増雨作用論」(あるいは「森林夕立論」)を理論的根拠としていた。それは、逆に、森林を伐採すれば

土地が乾燥し、旱魃が発生しやすくなるとともに、乾燥地域では砂漠化が進行するという「乾燥化理論」(Desiccation Theory)を支えるものでもあった。

しかし、植林化の進行に伴って、アメリカやヨーロッパでは、一八七〇年代から一九一〇年代にかけて、内陸水連河川の水位が下り、船の航行でなくなったり、インドでは、保安林の拡大(一九〇〇年頃までに国土の五分の一が保安林となる)とともに国内主要河川の支流における水流が減少するといった事態が発生する。森林の繁茂が水流あるいは水源を涸渇させている、森林化は降水量を増やし、森林からの水の流出量を増加させるどころか、「水の消費者」として森林はかえって「乾燥化」を促進しているという農民や現場の住民の認識が広がっていった。これが一般に「森林水源涸渇論」といわれるものである。この理論は、森林は流出水量の平準化を行うという点を強調する「森林水源涵養論」とも、あるいは森林は降水量を増加させ、流出水量も増えるという点を理論的根拠とする「森林増雨作用論」とも異なっており、森林も自ら生きるために、水を消費するものである

るという立場に立っている。「森林は水の消費者」という主張である。

日本における森林水源涵潤論は、明治四〇年代頃から、保安林の拡大と「禿耕地」（ハゲ山）や採草地の成林化に伴って、瀬戸内海沿岸の乾燥・少雨地域の農民たちの現場認識から広がっていった。とくに大正二年の瀬戸内海沿岸部に発生した早魃を契機に、数多くの溜池の貯水量が減少し、農民たちは、早魃の原因が保安林の拡大と「ハゲ山」や「採草地」への植林によって水源が涸れたためであると主張し、大規模な保安林の解除要求を行う事態になる。岡山県では大正二年から昭和十二年まで県議会においてこの問題が議論され、公的に「森林水源涵潤論」は認識されるようになったが、「水の消費者としての森林」が瀬戸内海沿岸の様な乾燥少雨地域では、「溜池の貯水量」を減少させ、早魃を惹起し易くなるという点を現場の経験的観察から理論化したのが岡山県の山林技師山本徳三郎（一八八六—一九四五）であった。

彼は、こうして日本における「森林水源涵潤論」を定式化すると同時に、岡山県下のみならず、乾燥少雨の瀬戸内海沿岸地域、

あるいは内陸部に卓越する「ハゲ山」や「草地」が溜池の貯水を確保するために、近代以前から農民の間で、こうした「ハゲ山」や「草地」に樹木を植えさせない慣行が存在して来たことを発見していったのである。

「森林増雨作用論」を理論的根拠として植林や保安林の拡大を企図する岡山県山林課や農商務省（農林省）と「無立木地」（ハゲ山や草地）を維持し、溜池の水を確保しようとする農民の対立は、大正十三年の早魃時に、農民による森林への放火事件（岡山県で四〇〇件以上）へと発展する。

こうした森林をめぐる対立は、理論的には、森林水源涵潤論に依拠する山本徳三郎と農林省の立場を背景とする平田徳太郎（一八八〇—一九六〇）の「森林水源涵潤論」との論争を引き起し、その結果、昭和十一年に日本で最初の水涵潤養の実験施設、「竜の口山水源涵潤養試験場」が岡山市北方に設けられた。その試験の結果（第一回報告「一九四二年」）第五回報告（「一九六〇年」）、山本の定式化した森林水源涵潤論は、乾燥地域や早魃に際しては理論的根拠を持つことが実験的にも証明され、一九七〇年

代になって承認されるようになったのである。

それはまた他方で、近世期以降の日本における「無立木地」（ハゲ山や草地）が、ある意味で積極的に農民たちによって維持され、管理されてきたことの根拠を説明するものともなった。それは、「ハゲ山」が農民たちによって積極的に管理されてきた「文化景観」ともいえる側面に光をあてるものである。

この森林水源涵潤論は、決して森林水源涵潤論を否定するものではないが、私たちの従来から抱いてきた「森林神話」の一部を解きほぐす契機とはなり得るものである。

二〇〇六年度

史学研究会大会・総会の記録

史学研究会の二〇〇六年度大会・総会は、一月二日（木）一三時から一七時まで、京都大学文学部新館において開催された。

総会では、金田章裕理事長による挨拶の後、杉橋隆夫氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がな